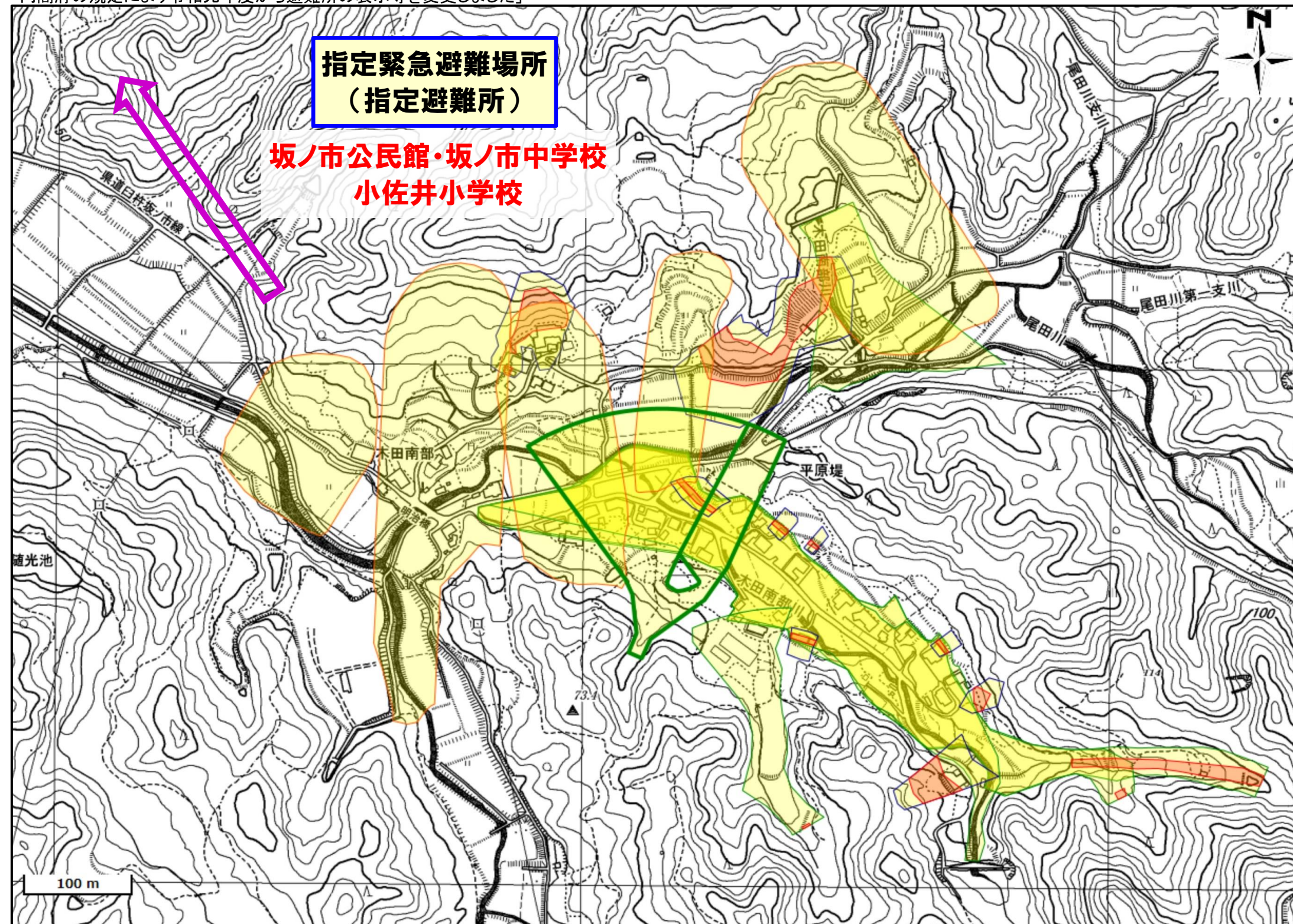


あなたへの避難情報の伝達について！

避難情報は市役所から発令され、テレビ(データ放送)・ラジオ・防災メール等により伝達されます。

「内閣府の規定により令和元年度から避難所の表示等を変更しました」



この地図は、大分県森林資源情報データ(ダウンロード)から作成したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R2KUs3)」

- 黄色でぬりつぶされた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
 - ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

指定緊急避難場所と指定避難所の違い

指定緊急避難場所

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です
- ・警戒レベル3(高齢者等避難)以上の避難情報を発令した際に、市が開放します
- ・小中学校のグラウンドや体育館、校舎の2階以上などを指定しています

指定避難所

- ・自宅が被災した人が次の住まいを確保するまでの間、一時的に生活する場所です
- ・支援物資や情報等が集まります

一時避難地とは、地域が選定する集会所や公園等の、一時的に避難する場所です。

項目	記号
土砂災害警戒区域(土石流)	
土砂災害警戒区域(急傾斜)	
土砂災害警戒区域(地すべり)	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所(指定避難所)	
地域が選定する一時避難地	
避難方向	
危険が想定される区域	
注意事項	

問い合わせ先

大分市役所

河川・みたと振興課、防災危機管理課
電話：534-6111(代表)

大分県砂防課

電話：536-1111(代表)
大分県大分土木事務所
電話：558-2141(代表)

土砂災害に備えて

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

日頃からの確認



①土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所等を確認しておきましょう！

②テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を確認しましょう。

雨が強くなってきたら



前兆現象を見たら



避難のときは



③直ちに市役所に連絡しましょう！

種類	前兆現象
土石流	○急に川の流れが濁り流木が混ざっている。 ○山鳴りがする。 ○雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
がけ崩れ	○がけに割れ目が見える。 ○がけから水がわき出ている。 ○がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。
地すべり	○斜面から水がふき出す。 ○沢や井戸の水が濁る。 ○地面にひび割れができる。

④避難の連絡があったら直ちに避難しましょう！

⑤避難の際はこんなことに気をつけましょう！

- ・溪流から直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れましょう。
- ・指定緊急避難場所等へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域や浸水想定区域を避けた避難経路を選択しましょう。

危険を感じたら、早めの避難を行ってください。

～雨の強さと災害の発生状況～

1時間雨量	人が受けるイメージ	発生状況
10～20ミリ	ザーザー降る	長く続くときは注意が必要。
20～30ミリ	どしゃ降り	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる。
30～50ミリ	バケツをひっくり返したように降る	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要。
50～80ミリ	滝のように降る	土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80ミリ以上	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要。

○警戒レベル3(高齢者等避難)が発令されたら

高齢者等避難に時間を要する人は、危険な場所から指定緊急避難場所等への避難をしてください。その他の人も、避難の準備をしたり、自主的な避難を開始してください。

○警戒レベル4(避難指示)が発令されたら

危険な場所にいる方は、指定緊急避難場所等へ『全員避難』してください。

○警戒レベル5(緊急安全確保)が発令されたら ※災害発生時

指定緊急避難場所等への避難が困難な場合は、崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動するなど直ちに「身の安全を確保してください」。

前兆現象発見!!

避難

指定緊急避難場所(指定避難所)

坂ノ市公民館

坂ノ市中学校

小佐井小学校

通報

通報先

河川・みなと振興課
(河川の決壊、がけ崩れなど)
電話: 537-5632

防災危機管理課
(災害全般に関すること)
電話: 537-5664

福祉保健課
(指定避難所に関すること)
電話: 537-5996

大分市役所
(代表) 534-6111
(休日・夜間) 534-6119

大分県土砂災害情報インターネット提供システム
https://sabo-oita.jp/dosya_map/

大分市防災メールに登録しませんか
大分市の防災情報を携帯電話やパソコンで受信できます
災害の備えとしてお役立てください

1. entry@b-oita.jpへ空メールを送信
2. 送られてきたメールのURLへアクセス
3. 詳細設定後、登録ボタンで完了！